

福島県犯罪被害者等支援条例骨子案に関する御意見等

○前文

以下の内容を踏まえ前文を作成し、条例制定の趣旨や重点を置く考え方などを示すこととする。

- ・ 県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であること。
- ・ 誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いであること。
- ・ 一方、多くの方々が思いもよらず、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となってしまうこと。
- ・ 犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっていること。
- ・ 被害者の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が行き届いていない方々が存在していること。
- ・ 犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供することが必要であること。
- ・ さらに、県民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要であること。
- ・ 上記認識のもと、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指し条例を制定すること。

○第1章 総則

第1条 目的

- (1) この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める。
- (2) 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにする。
- (3) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める。
- (4) 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図る。
- (5) 犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

第2条 定義

- (1) 犯罪等（犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）
- (2) 犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族）
- (3) 二次被害（犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解または配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害）
- (4) 再被害（犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けること）
- (5) 犯罪被害者等支援（犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組）
- (6) 民間支援団体（犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体）

第3条 基本理念

犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- (3) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携および協力の下で行われること。

第4条 県の責務

- (1) 県は、基本理念にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- (2) 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。
- (3) 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するよう努めるものとする。

第5条 県民の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するよう努めるものとする。
- (2) 県民は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等に二次被害が生じることがないよう十分に配慮するよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、県及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めるものとする。

第7条 市町村の役割

- (1) 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第8条 民間支援団体の役割

- (1) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。
- (2) 民間支援団体は、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。
- (3) 民間支援団体は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

○第2章 推進の体制等

第9条 指針・計画等

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 - ② 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - ③ 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項
- (2) 県は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。
- (3) 県は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (4) 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

第10条 総合的な支援体制の整備

- (1) 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、および相互に協力して犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援体制を整備するものとする。
- (2) 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第11条 財政上の措置

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○第3章 基本的な施策

第12条 相談及び情報の提供

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

第13条 日常生活の支援

県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

第14条 心身に受けた影響からの回復

県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第15条 安全の確保

県は、犯罪被害者等が再被害および二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導および助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

第16条 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、ならびに再被害および二次被害を防止するため、県営住宅（福島県営住宅条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）第二条第一項第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第17条 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第18条 経済的負担の軽減

県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第19条 大規模事案における支援の実施

県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

第20条 県内に住所を有しない者等に対する支援

- (1) 県は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (2) 前項の施策は、当該犯罪被害者等が住所を有し、又は居住する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体と連携して講ずるものとする。

第21条 県民理解の増進

県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第22条 学校における教育の実施等

県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

第23条 人材の育成等

県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う者（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

第24条 支援に従事する者に対する支援

県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行うに当たって犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第25条 民間支援団体に関する支援

県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第26条 保護、捜査、公判等の過程における配慮

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第27条 個人情報の適切な管理

県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。